

社会福祉法人現況報告書

平成 26 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市						
法人名	社会福祉法人 小松島敬和会	主たる事務所の所在地	〒 773 - 0023 小松島市坂野町字樫のべ32-1	電話番号	0885 - 37 - 3000	FAX番号	0885 - 35 - 7335
ホームページアドレス	http://fujino.ezdns.jp/keikouen/index.htm	メールアドレス	keiwakai@tk2.nmt.ne.jp	設立認可年月日	平成6年3月31日	設立登記年月日	平成6年4月8日
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日		
	藤野 和也	公表 / 非公表 57	公表 / 非公表 小松島市坂野町字根上り40-5	医師	平成10年4月8日		

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種							
老人福祉	第一種	特別養護老人ホーム	公表	小松島市坂野町字樫のべ32-1	H7.4.1	61	○	○
		老人デイサービスセンター	公表	小松島市坂野町字樫のべ32-1	H7.4.1	10		
		老人短期入所事業	公表	小松島市坂野町字樫のべ32-1	H7.4.1			
	第二種	在宅介護支援センター	公表	小松島市坂野町字樫のべ32-1	H7.4.1			
		老人居宅介護等事業	公表	小松島市坂野町字樫のべ32-1	H7.4.1			
	認知症対応型老人共同生活援助事業	公表	小松島市坂野町字樫のべ35	H18.5.1	18			
障害者福祉	第一種							
	第二種							
	第三種							
その他	第一種							
	第二種							

	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業					
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	1	特別養護老人ホーム 恵光苑	小松島市坂野町字榎のべ32-1	H7.4.1	61
	1	短期入所生活介護事業所 恵光苑	小松島市坂野町字榎のべ32-1	H7.4.1	10
	1	老人デイサービスセンター ひかり苑	小松島市坂野町字榎のべ32-1	H7.4.1	月～金20、土25
	1	訪問介護事業所 恵光苑	小松島市坂野町字榎のべ32-1	H7.4.1	
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

III 組織

理事	定員	現員					資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数		
	6	6										理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし			
	役職	氏名	職業	任期		親族等特殊関係者の有無												
					親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他							
理事長	藤野 和也	医師	H24.4.8	～	H26.4.7	○			○						○			4
常務理事	藤野 佳世	医師	H24.4.8	～	H26.4.7	○			○								○	4
理事	森 壽純	元農協理事	H24.4.8	～	H26.4.7						○						○	4
理事	藤岡 誠之	元四国組合飼料	H24.4.8	～	H26.4.7						○						○	4
理事	西岡 秀朗	会社会長	H24.4.8	～	H26.4.7						○						○	4
理事	十河 敬子	看護師、ケアマネ	H24.4.8	～	H26.4.7				○								○	4

監事	定員	現員					資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数	
	2	2					財務諸表等を監査し得る者					支給あり	支給なし		
	氏名	職業	任期		公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者					その他
	豊永 寛二	弁護士	H24.4.8	～	H26.4.7		○							○	1
	十河 慶子	元民生、児童委員	H24.4.8	～	H26.4.7						○			○	4

	定員	現員			親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格					施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議会への出席回数	
	13	13	氏名	職業	任期	親族	他の社会福祉法人の役員		その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長					利用者の家族の代表
評議員			藤野 和也	医師	H24.4.8 ~ H26.4.7	○				○						○		4
			藤野 佳世	医師	H24.4.8 ~ H26.4.7	○				○						○		4
			森 壽純	元農協理事	H24.4.8 ~ H26.4.7						○					○		4
			藤岡 誠之	元四国組合飼料	H24.4.8 ~ H26.4.7									○		○		4
			西岡 秀朗	会社会長	H24.4.8 ~ H26.4.7									○		○		4
			十河 敬子	看護師、ケアマネ	H24.4.8 ~ H26.4.7					○						○		4
			藤野 泰輝	医師	H24.4.8 ~ H26.4.7	○				○								3
			武蔵 正勝	JA役員	H24.4.8 ~ H26.4.7									○				4
			早見 好弘	元民生、児童委員	H24.4.8 ~ H26.4.7						○							4
			西田 知矢	県施設農業協同組合連合	H24.4.8 ~ H26.4.7									○				2
			藤野 敦子	元恵光苑施設長	H24.4.8 ~ H26.4.7	○				○								4
			松田 ミツル		H24.4.8 ~ H26.4.7									○				4
			田中 泰詞	社福小松島敬和会課長	H24.4.8 ~ H26.4.7									○			○	4
施設長	施設名		氏名		就任年月日			法令等に定める資格の有無										
	特別養護老人ホーム 恵光苑		丸山 百合子		H26.4.1			有										
	短期入所生活介護事業所 恵光苑		丸山 百合子		H26.4.1			有										
	老人デイサービスセンター ひかり苑		田中 泰詞		H25.9.1			有										
	在宅介護支援センター ひかり苑		田中 泰詞		H25.9.1			有										
	訪問介護事業所 恵光苑		田中 泰詞		H25.9.1			有										
	居宅介護支援事業所 ひかり苑		田中 泰詞		H25.9.1			有										
グループホーム ひかり		塚井 奈都美		H25.5.1			有											
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤														
			換算数		換算数													
	法人本部	0	0	0	0	0												
施設	36	8	8	24	10.8													

理事会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項	
	H25.5.26	6		有	1. 平成24年度事業報告について 2. 平成24年度収支決算報告について 3. 定款変更について	
	H25.7.12	6		有	1. 新事業について 2. 施設長交代について	
	H26.1.30	6		有	1. 平成25年度第1次補正予算書について	
	H26.3.29	6		有	1. 平成25年度第2次補正予算書について 2. 平成26年度予算書について 3. 平成26年度事業計画について 4. 社会福祉法人小松島敬和会理事・評議員・監事の選任について 5. 特別養護老人ホーム恵光苑施設長の交代について	
評議員会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項	
	H25.5.26	12		有	1. 平成24年度事業報告について 2. 平成24年度収支決算報告について 3. 定款変更について	
	H25.7.12	12		有	1. 新事業について 2. 施設長交代について	
	H26.1.30	12		有	1. 平成25年度第1次補正予算書について	
	H26.3.29	13		有	1. 平成25年度第2次補正予算書について 2. 平成26年度予算書について 3. 平成26年度事業計画について 4. 社会福祉法人小松島敬和会理事・評議員・監事の選任について 5. 特別養護老人ホーム恵光苑施設長の交代について	
監事監査	監査年月日	監査者		監査報告の有無	指摘事項	改善事項
	H25.5.23	豊永 寛二 十河 慶子		有	特になし	

	平成	25	年度	平成	24	年度	平成	23	年度	平成	22	年度	平成	21	年度
		費用(千円)			費用(千円)			費用(千円)			費用(千円)			費用(千円)	
公認会計士															
監査法人															
税理士															
その他	○			○			○			○			○		
外部監査 指摘事項	<p>会計:(1)固定資産台帳、固定資産集計表に土地が記載されていないものがあるので、記載すること。(2)一軒100万円を超える契約に当たっては、契約書を作成すること。施設運営:(1)重要事項説明書の苦情申立て先に、利用者ごとの保険者の連絡先を記載すること。(2)苦情申立て先である国保連及び保険者の連絡先を事業所に掲示すること。(3)消防計画に基づき、「消防対策委員会」を年2回開催すること。(4)第三者委員の一人の任命手続きができていないので、適正に手続きをすること。(5)苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受けること。(6)苦情解決結果について、個人情報に関するものを除き、事業報告書、広報誌等に掲載し、公表すること。(7)通帳、現金等を相続人に引き渡した場合、受領書に施設長、事務員の確認印を押印すること。(8)個人情報保護関係の職員に対する研修を実施すること。(9)個人情報保護推進のための組織体制を整備すること。(10)個人情報保護の方針、規則、規程等を整備すること。(11)事故発生防止の指針を整備すること。(12)感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための委員会の議事録について、もっと詳細に記載すること。(13)褥瘡防止委員会にかかる指針を定めるとともに、褥瘡発生予防に関し、施設職員内での継続的な研修を実施するなど、体制整備を図ること。(14)「身体拘束に関する説明書」について、平成24年度の委員会開催議事録がなかったため、適正に記録をすること。(15)「身体拘束に関する説明書」について、拘束解除予定日時を記載するとともに、拘束を継続する場合は事前に家族の同意をもらい直すこと。訪問介護・介護予防訪問介護:(1)登録訪問介護員等について、雇用契約書等により雇用関係を明らかにすること。(2)サービス提供の記録について、記録漏れと重複が散見されるため、確認を徹底すること。(3)利用者又は家族の個人情報の利用に関して、全ての従業員に退職後も含めた秘密保持の誓約書を提出させること。居宅介護支援:(1)重要事項説明書について、営業日の記載を運営規程と合わせる。法人:(1)資金収支計算書における投資有価証券売却収入及び投資有価証券取得支出欄において、予算額が記載されていない。この表記が正しければ予算承認が行われていないにもかかわらず、勝手に投資有価証券の売買が行われたことになり、資金の管理が適切に行われていないことになる。理由を精査し、必要な措置を講ずること。(2)社会福祉法人小松島敬和会経理規定第34条による、会計責任者は毎年9月末日と3月末日において、有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、統括会計責任者と理事長に報告しなければならないことになっているが、作成していないとのことであるため、経理規定を遵守し報告するよう改めること。</p>			特になし			<p>介護老人福祉施設:(1)施設職員を採用するときは、雇用期間、就業の場所・従事する業務の内容、所定労働時間を超える労働の有無を記載した書面を交付すること。(2)就業規則の「育児・介護休業制度等」については、育児・介護休業法改正後の内容に改正すること。(3)就業規則や給与規定等は、常に最新のものを掲示又は職員に配布すること。(4)避難訓練及び消火訓練については、昼間訓練だけでなく夜間訓練(想定を含む)も実施すること。(5)日常生活継続支援加算を算定において、介護福祉士の配置割合を算定する際に、併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分する方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれ割り振った上で、本体施設での勤務に係る部分のみを計算すること。短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護:(1)送迎加算を算定する場合は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要な理由を記載すること。訪問介護・介護予防訪問介護:(1)訪問介護計画には、担当する訪問介護員等の氏名を記載すること。(2)従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。通所介護・介護予防通所介護:(1)通所介護計画に実施曜日を記載すること。(2)浴槽水の水質検査は、厚生労働省の「公衆浴場における水質等に関する指針」に基づき行うこと。(3)浴槽水を24時間以上継続して使用する場合は、常時循環させ浴槽水中の塩素濃度を一定に保つこと。</p>			特になし			<p>介護老人福祉施設(恵光苑):(1)緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておくこと。(2)感染症が疑われる事案が発生した場合は、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に従った対応を行うこと。(3)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針及び事故発生防止のための指針について、内容の検討を行い、必要項目を盛り込むこと。施設運営管理:(1)看護職員室を確保すること。(2)居室の変更の際には施設所管課へ届け出ること。(3)貯湯式の給湯設備を設置している場合は、貯湯槽等に滞留している湯水を定期的に排水するとともに、1年に1回以上、清掃等を実施することとなっているため、専門業者と相談の上、清掃を実施すること。(4)夜間想定避難訓練のみなので、日中訓練も行うこと。</p>		

